

第12回田子町県境不法投棄原状回復調査協議会 議事要旨

- 開催日時 平成18年1月24日(火) 16:45～18:20
- 開催場所 タブコピアンプラザ大会議室
- 出席者 田子町県境不法投棄原状回復調査協議会委員：
三浦隆利委員長・野田英彦副委員長・宇藤安貴子委員・梶本重幸委員・中村忠充委員・日沢一雄委員・山崎喜三郎委員・蹴揚清見委員・北村岩勇委員・宮村純吉委員・田沼誠一委員・山本泰造委員・澤口博二委員・伊藤公委員・久慈正良委員
15名
田子町：松橋町長・中澤町民課長・中村教育課学務GRL・古郡町民課主事 4名
傍聴：県境再生対策室 2名
マスコミ関係者： 4名

計： 25名

■ 次 第

- 1 協議会開会
- 2 町長挨拶
- 3 案件
報告事項
案件1 一次撤去の1年を経過しての考察
案件2 今後の調査・検討事項などについて
案件3 その他
- 4 閉会

■ 配付資料

- 資料1-1 青森県・岩手県の撤去進捗状況
- 1-2 青森県一次撤去計画総量に対するこれまでの撤去実績
- 1-3 青森県撤去計画総量に対するこれまでの撤去実績
- 1-4 岩手県撤去計画総量に対するこれまでの撤去実績
- 資料2 県境産廃いわてだより(第20号)・現地事務所だより
- 資料3 県境不法投棄現場の鉛直遮水工事区分平面図
- 資料4 青森県撤去計画に関する考察(伊藤公委員提供資料)

■ 会議録

【松橋町長】

撤去作業開始から昨年12月で1年を経過し、現時点でおよそ3万3千トンがこれまで大きな事故等なくほぼ順調に撤去されたという報告をいただいている。また汚染拡散防止の遮水壁本体工事が2007年7月の完成を目処に進められているという状況。しかし県の撤去計画では、平成18年度は3万7千m³、平成19年度からは9万5,800m³と、1日450m³の処理の確保をしなければならないということに対して不安を覚える。皆様にはこれらのことを見据えて今後の調査・検討事項を協議していただきたい。

【中澤町民課長】

(資料1から資料4について説明)

【伊藤公委員】

環境再生ワーキンググループでは12月21日に会議を開催し、私が新しくリーダーとなった。

環境再生グループの役割は不法投棄現場から廃棄物が撤去された後の環境再生計画を作ること。前回の協議会において町長から、他地域の先進事例となりうるような環境再生がどうあるべきかを主眼に議論してほしいという要請があった。青森県としては平成16年1月7日に三村知事が来町し、「水と緑の環境再生による全国でも先駆的かつ模範的な事例」になるようにしたいという決意表明があった。さらに平成14年8月1日付けの新聞記事では当時の大木環境大臣が、田子を環境再生モデルの事業とし

て取り上げたい、という内容で掲載された。以上から考えると、環境再生終了後はおそらく全国、世界から視察が来ることが考えられる。従って、それに耐えられるような環境再生計画を立てなければならず、その仕事を私たちのワーキンググループは担っている。

また、こうした状況においてリーダー1人では支えきれない部分もあるため、サブリーダーを設けていただきたい。私としては中村忠充委員にお願いしたい。中村委員はこの事案のこれまでの事情をよく理解しており、さらに様々な資料をお持ちなので、私の相談相手としてお願いをしたい。

環境再生の前提になるのが原状回復。その原状回復計画について、青森県は平成15年8月に発表しているが、その内容は第一に馬淵川水系の環境保全を目的として汚染拡散の防止を最優先とすること。これに関しては、遮水壁工事も進んでいることから現状においては評価できる。第二に今日の議題となっている、廃棄物及び汚染土壌の全量撤去について。これには私としては産廃特措法の平成24年度末の期限までには全量撤去は絶対終了しないと考えている。

(資料4:「青森県撤去計画に関する考察(伊藤公委員提供資料)」の説明)

全量撤去が不可能と考える理由として①青森県の計画よりも廃棄物等の密度が1を超えている実態から全体量が遥かに多いと予想される、②今年度の撤去実績を見ても計画通りには進めることができないでいる、③平成19年度以降の処理施設の見通しが全く立っていない、④今後、撤去現場からどのようなものが出てくるかわからないし、有毒ガスの発生による労働災害も考えられる。以上4点を理由として挙げる。

【三浦委員長】

他のワーキンググループから報告はないか。

【澤口博二委員】

地元住民から全国に向けて情報発信できるような体制を構築していきたい。現段階ではまだ情報発信できるような体制になり得ていないが、このまま何もせず時間だけが過ぎてしまうことのないようにしたい。

【三浦委員長】

財団法人による地球環境基金というものがあり、その受け皿作りを田子町民の中で考えてみてはどうかということで、環境行動ワーキンググループのリーダーである澤口委員に提案をした。

環境調査ワーキンググループからの報告を。

【樫本重幸委員】

不法投棄現場で働く作業員が頭痛を訴えているという話を聞いたことがある。しかし、本人から直接話が出てこないため、踏み込みづらい面がある。青森県に以前問い合わせたところ、これまでのところそのようなことはないという回答。

【三浦委員長】

作業環境評価基準というものがあり、作業現場ではこれを遵守することが義務づけられている。正社員でなければ適用されないということはない。

【伊藤公委員】

現場で作業をしたことで体調を崩したことについて、口止めされているという噂まで出ている。

【山崎喜三郎委員】

作業現場内に消火剤が投棄されており、パワーショベルで掘削作業中にそれが爆発したという話を聞いた。このケースのように想定外のものが現場から出てきた場合、県に報告が入るのか。また、そのことに対して県では何らかの対策を立てているのか。もしもこのような事態が起こった場合、作業を担当している業者から申し出ると、次回からはジョイント・ベンチャーに参加させないというような圧力的なものがあるのではないか。

【県境再生対策室現地事務所 岩館総括主査…オブザーバーとして】

現在青森県としては、作業前・作業中の作業環境測定についての対策を講じている。作業環境基準を超過するような状況では、作業は休止することとしている。青森県で作成したマニュアルにも謳っている。

圧力的なものがあるという話だが、青森県では全くそうしたことはしていない。もしもそのように体調不良の方がいた場合は遠慮せずに言ってほしいと考えている。青森県では安全を最優先に作業を進めており、体調を崩した方本人から、どのようなことをして体調を崩したのか等申し出ていただきたい。

【山本泰造委員】

青森県の撤去計画に対して作業が遅れているようだが、悪天候等により運搬ができないために遅れているのか、それとも処理施設の処理能力の問題で運搬できないでいるために遅れているのか。

【中澤町民課長】

明確な理由の分析は難しい。処理施設の処理能力、処理施設の確保問題等も要因としては考えられる。しかし、現在の処理業者の処理能力は以前から把握できていることであり、およその処理の進捗は推定できていたもので、この程度の遅れなら特段、現段階では大きな問題にはならないのかもしれない。ただし、平成19年度以降については依然不安が残る。

また、来年度にならないと分からないし青森県に確認したものではないが、現在は一次撤去の予定数量を9万6千m³としているが、おそらく一次撤去対象エリアには9万6千m³もないように感じる。今後数量の見直しがなされるのではないのか。

【山本泰造委員】

平成17年度の撤去計画と比べ、19年度からはその倍以上の数量を撤去する計画としているが、現在も処理施設側の処理能力の問題から計画に遅れが出ているとすれば、これは重大な問題。

【中澤町民課長】

青森県では未だ平成19年度以降の処理先について明らかにしていない。

【三浦委員長】

青森県が、水分調整のために使用した石灰はこれまでに何トンぐらいなのか不明。そして廃棄物の比重の出し方についても一度青森県に確認したい。

岩手県では廃棄物の石灰混合場所を屋内から屋外へ移動することも考えているようだが、これによって粉塵が現場に撒き散らされるということ。要するに屋外に撒き散らすことは、作業環境という観点からすると問題がないというように見えるが、それだけでよいのか。アンモニアについても、匂いがするのであればしっかりと脱臭対策を講じるべきである。また、岩手県ではVOCによる低濃度汚染地域と高濃度汚染地域で区別しているが、何故区別する必要があるのか。低濃度汚染地域を放っておくつもりか。

また、資料2の岩手県の「県境産廃いわてだより」、青森県の「現地事務所だより」を見る限りでは、青森県のは内容的に劣る。広報内容や編集方針の見直しが必要ではないのか。

【山本泰造委員】

今後新たに受け入れ先になる施設とその処理能力について、はっきりと決まっていない状況で計画書の中では撤去計画数量が定められている点について疑問を抱く。これまでを見る限り、平成16年度もそして今年度も計画から遅れている状態。確実に受け入れ先が確保できるというのであればこの計画でも良いのだが、的外れな感じさえ覚える。

【三浦委員長】

廃棄物を全量撤去するだけでなく、現場を元の自然状態に戻すことが前提条件であることが、これ

までの当協議会での決定事項であった。こうした環境再生を予定として考えた時に、現在の計画でいいのか青森県に対して質問書として提出する必要がある。納得できるようなかたちで何らかの回答を出してもらおうよう要望する。

【中村忠充委員】

このことについて是非青森県に確認してほしい。さらに青森県の協議会の委員となっている方々には、県の協議会の都度、現在この協議会で問題になっている件についての確認をお願いしたい。

現場作業員の健康被害問題については、私も以前からそうした話は耳にしていたし、昨年開催された第14回岩手県協議会において、この問題について提起している。県と請け負い業者との間で意思疎通がしっかりとされること、そして県が積極的に業者に立ち会って、健康被害の有無を調査することが重要。

また、青森県は住民への説明責任を十分に果たしているとは言い難い。もしも改めて住民説明会を開くのが難しいというのであれば、この協議会が開催されるたびに出席し、この場で説明をすることも一つの手段。

【宇藤安貴子委員】

青森県の協議会に委員として出席しているが、撤去状況について質問してもあまりうまく質問できないため、明確な回答を得られない。

今日、伊藤委員から提出されたこのような資料を県の協議会へ提出し、回答をいただくことも可能なのか。

【三浦委員長】

遠慮せずにやるべきである。事務局だけでなく他の委員全員に配布し、しかもグラフだけではなく、グラフの根拠を記入し、或いは質問事項を記入する。他の委員の方々に注意を喚起するという意味では必要。

予定時間が押し迫ってきたが、他にご意見はないか。

【伊藤公委員】

全量撤去はできないだろう。撤去できなかったものはどうするつもりなのかが心配。現在行われている対策は、遮水壁を建設し、浸出水は処理施設で浄化して放流するというもの。これは平成14年3月2日に上郷公民館で開かれた青森県による住民説明会で提示された永久封じ込め案と同じ考え方。遮水壁完成後になって、撤去できなかったものは永久に封じ込めます、と突然言われるのではないかという心配がある。できれば知事に直接状況を説明し、明確な回答をいただかない限りは、この問題に決着はつかない。

次に、これは町に対しての意見だが、以前町長から、環境再生がどうあるべきかを主眼に議論してほしい、という内容の挨拶があった。現場に廃棄物が残ってしまう可能性が十分にあるのに、環境再生の話をしてしまっていいのか。原状回復の見通しが全くつかないのに環境再生の問題を私たちが議論すべきか。

【中村忠充委員】

今年度策定された田子町第五次総合計画において、この事案に関する内容、例えば現場の環境再生について私たちがどのように関わるのか等の内容は盛り込まれているか。

【伊藤公委員】

具体的にどのような活動をするという内容は盛り込まれていない。

【三浦委員長】

この協議会でやらざるを得ないというところまで来ている。他に頼らずにこの協議会で取り組んでいかななくてはならない事案である。

【中村忠充委員】

この事案に関する予算措置について、三栄化学工業から受けた寄付金はこれまでどのように使ったか。

【中澤町民課長】

平成14年末に基金を創設し、平成15年度からのこの事案に関するもの、例えばこの協議会の開催に関する費用、或いは農産物ダイオキシン検査等に充当してきた。おそらく18年度でこの基金は底をつくことになる。

【中村忠充委員】

当協議会は正式なものとして、少なくとも18年度以降も存続する必要がある。今後町で予算措置していくというのであれば良いのだが、基金が底を突いた時点で当協議会も解散される可能性があるのではないか。このような背景の中で大きな問題に取り組んでいくということによって多少心配がある。

【三浦委員長】

当協議会の今後について、そして予算措置の問題について、町長の考えを次回協議会の際にお聞かせいただきたいということを協議会の委員長として申し入れる。

平成25年3月31日で終わりとするのか、それともそうでなくて別の考え方があるのか。青森県の搬出状況が順調になったとしてもやはり今ある三つのワーキンググループの活動は重要。そして、全国からのご意見を伺うような窓口的な役割を果たすことも田子町自身として必要。行政がこれらのことをするとなると難しい点もあるので、田子町民の力で活動するというのが最良のかたちであると思う。この事案についての今後の取り組み方についても考えてもらいたい。

(事務連絡は省略)